

新潟県条例第17号

新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例

新潟ユニゾンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第15条関係）

(1) 多目的ホールの使用料

使用時間		使用料(円)			
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			入場料が3,000円未満の場合	入場料が3,000円以上5,000円未満の場合	入場料が5,000円以上の場合
平日	午前	19,700	21,700	27,600	31,600
	午後	26,700	29,800	37,400	42,800
	夜間	28,800	32,100	40,500	45,900
	全日	67,600	75,300	94,900	108,100
日曜日、土曜日及び祝日	午前	29,500	32,600	41,400	47,400
	午後	39,500	43,800	55,500	62,900
	夜間	42,800	47,100	59,800	68,300
	全日	101,500	112,900	142,400	162,100

(2) 会議室、研修室等の使用料

区分	使用時間	使用料(円)	
大 研 修 室	午前	19,100	
	午後	25,500	
	夜間	22,300	
	全日	60,200	
大 会 議 室	全 面 使 用	午前	16,600
		午後	22,000
		夜間	19,300
		全日	52,000
	分割使用（西側）	午前	9,320
		午後	12,400
		夜間	10,900
	分割使用（東側）	午前	10,900
		午後	14,600
夜間		12,700	
中 研 修 室	全 面 使 用	午前	14,800
		午後	19,700
		夜間	17,200
		全日	46,500
	分割使用（南側）	午前	8,070
		午後	10,800
		夜間	9,430
	分割使用（北側）	午前	8,900
		午後	11,800
夜間		10,400	
全日	28,000		

小 研 修 室 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,870 7,750 6,810 18,400
小 研 修 室 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,230 9,640 8,380 22,700
小 研 修 室 3	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,120 9,530 8,380 22,500
小 研 修 室 4	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,550 7,440 6,500 17,500
特 別 会 議 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	13,800 18,300 16,000 43,300
介 護 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	8,070 10,800 9,430 25,500
調 理 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,870 7,550 6,700 18,100
講 師 控 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	3,150 4,080 3,670 9,850
応 接 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	4,190 5,350 4,820 12,900
楽 屋 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,670 2,670 2,670 7,220
楽 屋 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,670 2,670 2,670 7,220
和 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,930 3,880 3,450 9,220

注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とする。

- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、この表に定める額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。
- 5 準備又は練習のために多目的ホールを使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の額の70パーセントに相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。